

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 富士吉田市(以下「発注者」という。)がこの特記事項が付帯する契約(以下「この契約」という。)において個人情報を取り扱わせる者(以下「受注者」という。)は、個人情報の重要性を認識し、この契約による事務を処理するに当たっては、個人情報の保護に関する法律、富士吉田市個人情報の保護に関する法律施行条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正管理等)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な安全管理のために、組織的、人的、物理的及び技術的に必要な措置を講じ、個人情報の保護に努めなければならない。

2 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前2項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書(別記様式)により発注者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第3 受注者若しくは受注者であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(目的外利用の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第5 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第6 受注者は、この契約による事務の処理について、発注者の庁舎内において発注者の開庁時間内に行うものとする。この場合において、受注者は、その従事者に対して常にその身分を証明する書類を携帯させなければならない。ただし、受注者が発注者の庁舎外で事務を処理することにつき、当該作業場所における適正管理の実施その他の安全確保の措置についてあらかじめ発注者に届け出て、発注者の承諾を得た場合は、当該作業場所において事務を処理することができる。

(収集の制限)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときに限り、この契約による業務を行うために個人情報を収集することができる。この場合、その目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第9 受注者は、受託業務を履行するために市から引き渡された個人情報及び受託業務履行のために自らが収集した個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、市が個人情報の第三者への提供を前提として委託する業務で、本人同意がある場合、個人情報を第三者に提供できる。

(個人情報の返還・破棄)

第10 受注者は、この契約による事務の処理のために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約による事務処理の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとし、発注者の承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第11 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、秘密の保持、目的外利用及び提供の禁止、複写又は複製の禁止等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。また、受注者は、この契約による事務を処理

するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査等)

第12 発注者は、この契約による業務に関し、受注者が取り扱う個人情報の安全管理のために適切な措置が行われていることを確認するため、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査を行うものとする。

2 前項の実地検査が適当でないときは、報告書等により検査し、確認を行うものとする。

(事故報告)

第13 受注者は、この契約による業務に関し、個人情報の紛失等の事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第14 受注者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による個人情報の処理に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により発注者又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(補則)

第15 この基準の定める報告、承諾及び本人同意は書面により行わなければならない。

別記様式